

新型コロナウイルス感染予防についての対策について(要綱)

令和2年7月31日 理事会決議

当センターにおける事業の実施にあたり、新型コロナウイルス感染予防について、以下の通り、対策を講じるものとする。

1. 事業の実施について

以下の状況が生じた場合は、事業の実施の中止または延期を検討し、事業の実施を自粛する。

- 1) 国または兵庫県において、緊急事態宣言が出された場合
- 2) 事業実施主体行政等（兵庫県、姫路市、全国社会福祉協議会）から、事業実施の自粛要請があった場合
- 3) 事業対象事業者(評価受審先・研修派遣先等)から、事業実施の自粛要請があった場合

2. 評価調査者、講師等の依頼について

事業の実施にあたり、評価調査及び研修を依頼する場合は、当該評価調査者及び講師の意向を確認し、同意を得ることとする。

また、当該評価調査者及び講師に以下の状況が発生した場合は、事業所等への訪問を取りやめる。

- 1) 濃厚接触者など、感染の疑いがある場合
- 2) 発熱(37.5度を目安)や咳、倦怠感があるなど、体調不良の自覚がある場合
- 3) マスクの着用、手指消毒などの予防対策を講じない場合

3. 事業実施事業者(評価受審先・研修派遣先)への確認について

事業の実施にあたっては、事業実施事業者(評価受審先・研修派遣先)に対して、事業実施10日前を目途に以下の感染予防の状況を確認し、必要に応じて、事業実施関係者に通知する。

- 1) 事業実施場所の状況
- 2) トイレや食堂の利用、利用者等との接触、見学の方法
- 3) 事業所での感染予防対策
- 4) その他、訪問時の留意点

4. 事業実施における当センターの感染予防対策について

事業の実施にあたっては、当センターとして、以下の感染予防対策を講じるものとする。

評価調査時の対策

- 1) 訪問調査時の体調チェックと報告
- 2) マスク、フェイスシールドの着用
- 3) アルコールによる手指消毒
- 4) 利用者とのソーシャルディスタンス（食事は別のテーブルを使用など）

研修時の対策

- 1) 入場者の制限（会場の定員の2分の1を目安）
- 2) Zoomでのオンライン研修の併用
- 3) 入場者の体調チェック及び手指消毒
- 4) 研修時のマスクの着用
- 5) 講師のフェイスシールドの着用（受講者との距離が取れない場合）

5. 緊急対策会議の設置について

新型コロナウイルスに関連し、以下の事態が発生した場合は、理事長の指示の下、緊急対策会議を設置し、関係機関に報告するとともに、今後の対応策を検討するものとする。

- 1) 事業実施関係者に新型コロナウイルスの感染が確認された場合
- 2) 事業の中止等により、事業収入予算の20%を超える減額が見込まれるとき
- 3) 事務局の業務が行えなくなったとき
- 4) その他、理事長が必要と認めたとき

以上